

秋田県モデル工事実施証明書発行要領の一部改正について

秋田県モデル工事実施証明書発行要領（令和2年9月8日技管－297）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

（令和3年9月9日 技管－342 一部改正（令和3年10月1日から施行））

秋田県モデル工事実施証明書発行要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">秋田県モデル工事実施証明書発行要領</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 この要領は、秋田県ICT活用モデル工事、秋田県週休2日制モデル工事及び秋田県女性技術者活躍モデル工事（以下これを「秋田県モデル工事」という。）における各実施要綱に定める実施証明書（以下「実施証明書」という。）の発行について必要な事項を定める。</p> <p>第2条（定義） 略</p> <p>（実施証明書の様式）</p> <p>第3条 実施証明書は別紙によるものとし、秋田県ICT活用モデル工事実施証明書にはICT活用工種（別表1による。）を、秋田県週休2日制モデル工事実施証明書には達成区分（別表2による。）を、秋田県女性技術者活躍モデル工事実施証明書には女性技術者の配置役割（別表3による。）をそれぞれ明示するものとする。</p> <p>第4条（実施証明書の発行） 略</p> <p>（実施証明書の発行対象）</p> <p>第5条 実施証明書の発行対象は、該当する秋田県モデル工事の受注者とする。なお、受注者が共同企業体の場合は、秋田県ICT活用モデル工事及び秋田県週休2日制モデル工事においては全ての構成員に対して、秋田県女性技術者活躍モデル工事においては女性技術者が所属する構成員に対して発行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（令和2年3月13日技管－734 一部改正）</p>	<p style="text-align: center;">秋田県モデル工事実施証明書発行要領</p> <p>（総則）</p> <p>第1条 この要領は、秋田県ICT活用モデル工事、秋田県週休3日制モデル工事及び秋田県女性技術者登録モデル工事（以下「秋田県モデル工事」という。）における各実施要綱に定める実施証明書（以下「実施証明書」という。）の発行について必要な事項を定める。</p> <p>第2条（定義） 略</p> <p>（実施証明書の様式）</p> <p>第3条 実施証明書は別紙によるものとし、秋田県ICT活用モデル工事実施証明書にはICT活用工種（別表1による。）を、秋田県週休3日制モデル工事実施証明書には達成区分（別表2による。）を、秋田県女性技術者登録モデル工事実施証明書には女性技術者の配置役割（別表3による。）をそれぞれ明示するものとする。</p> <p>第4条（実施証明書の発行） 略</p> <p>（実施証明書の発行対象）</p> <p>第5条 実施証明書の発行対象は、該当する秋田県モデル工事の受注者とする。なお、受注者が共同企業体の場合は、秋田県ICT活用モデル工事及び秋田県週休3日制モデル工事においては全ての構成員に対して、秋田県女性技術者登録モデル工事においては女性技術者が所属する構成員に対して発行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。</p> <p>附 則（令和2年3月13日技管－734 一部改正）</p>

